

豊川市特別職報酬等審議会 資 料

平成27年11月20日

目 次

・ 豊川市特別職報酬等審議会委員名簿	・ ・ ・ ・	1
・ 豊川市特別職報酬等審議会条例	・ ・ ・ ・	2
・ 豊川市長等の給与に関する条例	・ ・ ・ ・	2
・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）	・ ・ ・ ・	3
・ 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例	・ ・ ・ ・	5
・ 本市特別職（市長・副市長・教育長）及び議会議員の給料等改定状況調	・ ・ ・ ・	6
・ 本市特別職報酬等審議会における答申等の状況	・ ・ ・ ・	7
・ 平成27年度県内各市の特別職（市長・副市長・教育長）の月収比較	・ ・ ・ ・	9
・ 平成27年度県内各市の特別職（市長・副市長・教育長）の年収比較	・ ・ ・ ・	10
・ 平成27年度県内各市の議会議員の議員報酬額等の比較	・ ・ ・ ・	11
・ 平成27年度県内各市の特別職給料額及び議員報酬額等の比較付表	・ ・ ・ ・	12

【参考資料】

資料1	平成26年度県内各市の歳入歳出決算額等の状況	・ ・ ・ ・	13
資料2	決算からみる台所事情（本市）	・ ・ ・ ・	14
資料3	平成26年中の市議会の状況（本市）	・ ・ ・ ・	15
資料4	市議会議員報酬の状況（全国）	・ ・ ・ ・	16
資料5	人事院勧告制度	・ ・ ・ ・	17
資料6	給与制度の総合的見直しの概要	・ ・ ・ ・	18

豊川市特別職報酬等審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

役職名	氏名
豊川商工会議所会頭	日比 嘉男
豊川市連区長会会長	浅川 清
豊川市社会福祉協議会会長	伊藤 憲男
豊川商工会議所女性会会長	神谷 典江
穂の国青年会議所副理事長	竹内 智則
ひまわり農業協同組合組合長	権田 晃範
連合愛知三河東地域協議会事務局長	瀬野 弘志
豊川市ボランティア連絡協議会役員	澤井 妙子
住民の代表	鈴木 正子
住民の代表	河合 美恵子

○豊川市特別職報酬等審議会条例

昭和40年3月24日条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、豊川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、豊川市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後最初に行われる審議会及び委員の更新により最初に行われる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○豊川市長等の給与に関する条例

昭和54年12月25日条例第23号

市長等給与条例（昭和27年豊川市条例第5号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の受ける給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 市長等の受ける給与は、給料及び期末手当とする。

(給料)

第3条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。

(1) 市長 月額 1,069,000円

(2) 副市長 月額 874,000円

(3) 教育長 月額 753,000円

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料の月額に、その給料の月額に100分の20を乗じて得た額及びその給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

(給与の支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の受ける給与の支給方法は、豊川市職員給与条例（昭和27年豊川市条例第4号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

施行日:平成27年4月1日



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。(13条関係)
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。(4条、7条関係)
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。(13条関係)
- 教育長の任期は、3年とする(委員は4年)。(5条関係)
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。(14条関係)
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。(25条関係)

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。(1条の4関係)
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。(1条の3関係)
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。(1条の4関係)

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条(是正の指示)を見直す。(50条関係)

4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。(1条の4⑦、14条⑨関係)
 - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。(附則2条関係)
- ※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

施 行 期 日

平成27年4月1日

教育委員会制度、こう変わる



<これまでの教育委員会の課題>

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

<教育委員会の改革>

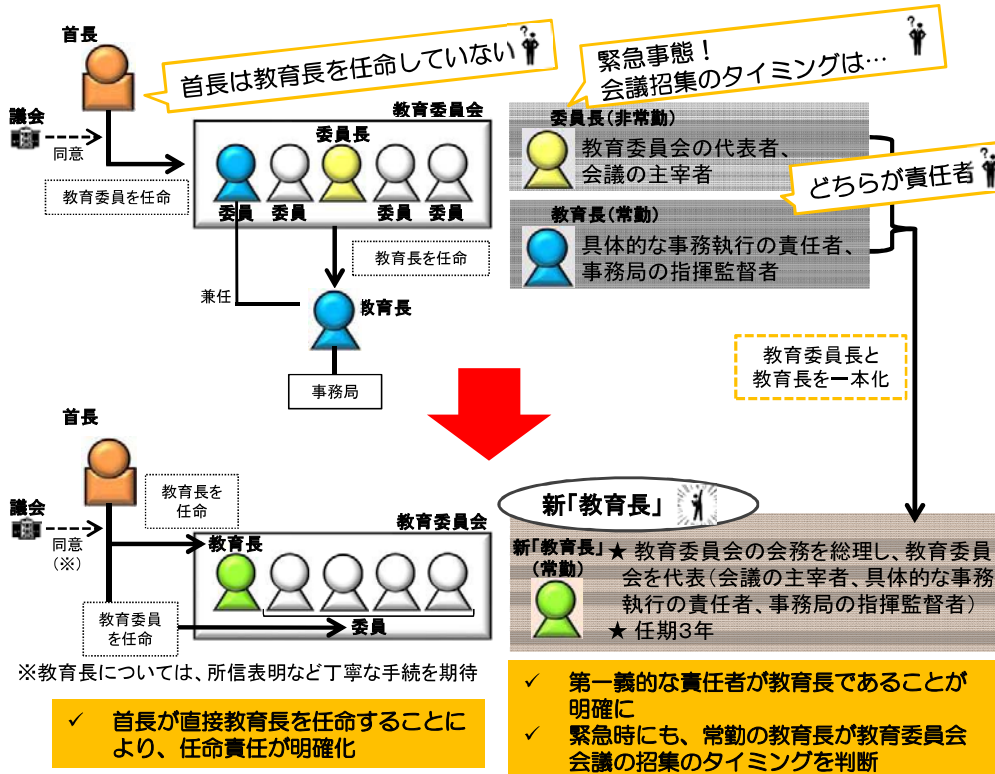
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

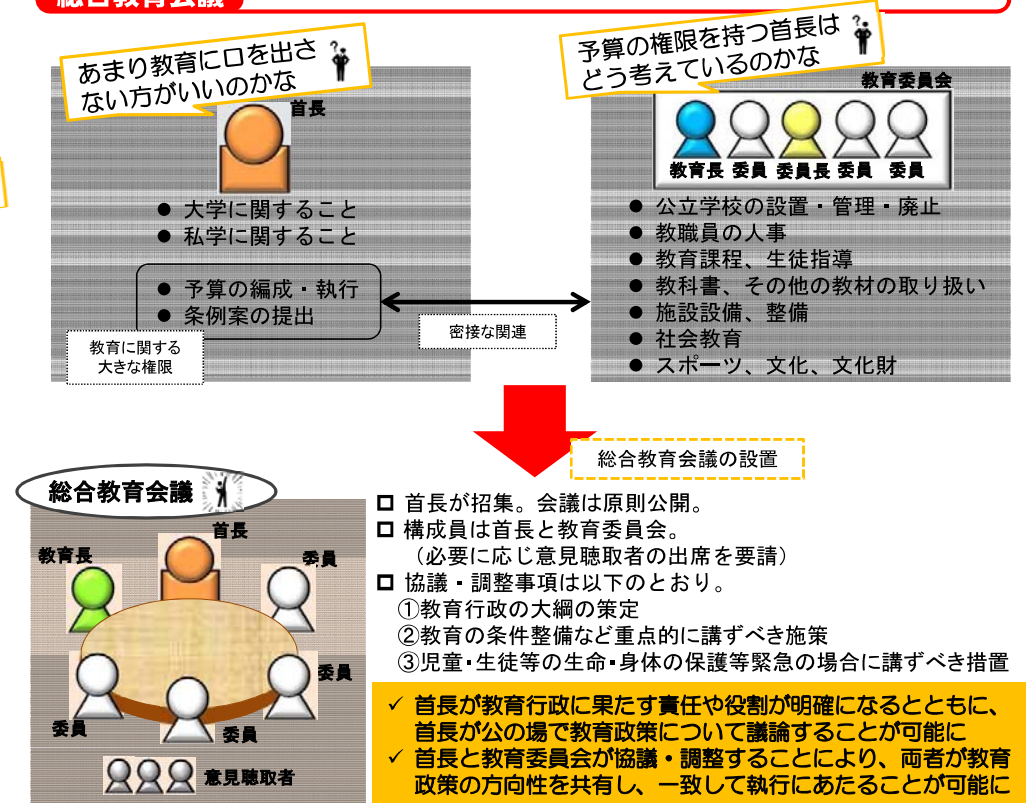
POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
 - 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求が可能
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
 - 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
 - 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
 - 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

○豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例

昭和31年12月1日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 562,000円
- (2) 副議長 月額 512,000円
- (3) 議員 月額 479,000円

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで議員報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が職務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例(昭和43年豊川市条例第4号)の規定の例により、議長にあっては市長の、副議長及び議員にあっては副市長の旅費に相当する額を弁償する。

(期末手当)

第5条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内にその職を離れた者又は死亡した者についても同様とする。

2 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(その職を離れた者又は死亡した者にあつては、その職を離れた日又は死亡した日現在。次項において同じ。)における議員報酬の月額に、この月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額と

する。

4 基準日において議長若しくは副議長の職にある者又は基準日前6箇月以内の期間において議長若しくは副議長の職にあつた者に対しては、前2項の規定により計算して得た額に、基準日現在における議長又は副議長の議員報酬の月額と議員の議員報酬の月額との差額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とみなして第2項(同項各号を除く。)の規定を適用して計算して得た額(議長又は副議長の在職期間が6箇月に満たない場合は、当該在職期間における月数に応じて算定した額)を加算した額を期末手当として支給する。

5 前項の議長又は副議長の在職期間を計算する場合において、1箇月未満の端数を生じたときは、15日以上は1箇月とし、15日未満は切り捨てる。

(議員報酬等の支給方法)

第6条 この条例に定めるもののほか、議長、副議長及び議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、豊川市職員給与条例(昭和27年豊川市条例第4号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年10月1日から適用する。
- 2 昭和49年度に限り、第5条の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対して期末手当を支給する。
- 3 前項の規定による期末手当の額は、基準日において議員が受けるべき報酬月額を基礎として、一般職の市職員の例により算出した額とする。

◆本市特別職(市長・副市長・教育長)及び議会議員の給料等改定状況調

※昭和43年以降

(単位 円)

改定年月日	答申年月日	市長		副市長		教育長		議長		副議長		議員	
		月額	改定率	月額	改定率	月額	改定率	月額	改定率	月額	改定率	月額	改定率
S43.7.1	S43.7.17	170,000		120,000		95,000		70,000		60,000		55,000	
S44.4.1		180,000	5.88%	130,000	8.33%	100,000	5.26%						
S45.4.1	S45.2.19	200,000	11.11%	150,000	15.38%	120,000	20.00%	80,000	14.29%	70,000	16.67%	65,000	18.18%
S45.9.1				170,000	13.33%								
S45.10.1						135,000	12.50%	90,000	12.50%	80,000	14.29%	75,000	15.38%
S46.10.1		230,000	15.00%	180,000	5.88%	145,000	7.41%						
S47.4.1		250,000	8.70%			150,000	3.45%						
S47.10.1	S47.9.16	270,000	8.00%	210,000	16.67%	170,000	13.33%	130,000	44.44%	110,000	37.50%	100,000	33.33%
S48.4.1		300,000	11.11%	240,000	14.29%	190,000	11.76%						
S49.4.1	S49.5.7	350,000	16.67%	280,000	16.67%	220,000	15.79%	170,000	30.77%	150,000	36.36%	140,000	40.00%
S49.10.1		400,000	14.29%	320,000	14.29%	250,000	13.64%	180,000	5.88%	160,000	6.67%	150,000	7.14%
S51.10.1	S51.11.26	480,000	20.00%	380,000	18.75%	330,000	32.00%	220,000	22.22%	200,000	25.00%	180,000	20.00%
S52.10.1		520,000	8.33%	420,000	10.53%	360,000	9.09%	240,000	9.09%	220,000	10.00%	200,000	11.11%
S53.4.1		540,000	3.85%	440,000	4.76%	380,000	5.56%						
S53.10.1	S53.11.30	560,000	3.70%	460,000	4.55%	400,000	5.26%	260,000	8.33%	240,000	9.09%	220,000	10.00%
S54.10.1		590,000	5.36%	490,000	6.52%	420,000	5.00%	300,000	15.38%	270,000	12.50%	250,000	13.64%
S55.10.1		620,000	5.08%	520,000	6.12%	440,000	4.76%	320,000	6.67%	300,000	11.11%	280,000	12.00%
S57.4.1	S57.1.25	680,000	9.68%	540,000	3.85%	480,000	9.09%						
S59.10.1		700,000	2.94%	580,000	7.41%	520,000	8.33%						
S60.3.1								360,000	12.50%	340,000	13.33%	320,000	14.29%
S61.10.1	S61.7.22	780,000	11.43%	650,000	12.07%	580,000	11.54%	430,000	19.44%	400,000	17.65%	370,000	15.63%
H1.10.1	H1.9.4	860,000	10.26%	720,000	10.77%	610,000	5.17%	470,000	9.30%	435,000	8.75%	400,000	8.11%
H3.4.1	H3.2.4	910,000	5.81%	760,000	5.56%	640,000	4.92%	490,000	4.26%	455,000	4.60%	420,000	5.00%
H4.10.1	H4.8.17	970,000	6.59%	800,000	5.26%	670,000	4.69%	530,000	8.16%	485,000	6.59%	450,000	7.14%
H6.10.1	H6.8.16	1,000,000	3.09%	820,000	2.50%	685,000	2.24%	550,000	3.77%	500,000	3.09%	465,000	3.33%
H8.10.1	H8.8.12	1,040,000	4.00%	850,000	3.66%	725,000	5.84%	570,000	3.64%	520,000	4.00%	485,000	4.30%
H16.4.1	H16.1.21	1,029,000	-1.06%	841,000	-1.06%	717,000	-1.10%	564,000	-1.05%	514,000	-1.15%	480,000	-1.03%
H18.4.1	H17.11.21	1,073,000	4.28%	877,000	4.28%	755,000	5.30%						
H22.4.1	H22.1.7	1,069,000	-0.37%	874,000	-0.34%	753,000	-0.26%	562,000	-0.35%	512,000	-0.39%	479,000	-0.21%

◆本市特別職報酬等審議会における答申等の状況

開催年度	答申日	市長等給料	議員報酬	改定年月日	答申の内容
15年度	H16.1.21	市長 △11,000円 助役 △9,000円 収入役 △8,000円	議長 △6,000円 副議長 △6,000円 議員 △5,000円	H16.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・国の特別職の報酬等が国家公務員の給与改定を踏まえて決定されていることから、本市の特別職についても一般職の給与改定の基となる人事院勧告を参考とする。 ・人口規模や財政状況を勘案するとともに、県内各市、特に東三河他市の報酬等の額との均衡が保たれるように配慮する。 ・平成8年8月の審議会の答申により報酬等の額は平成8年10月に改定されたが、それ以降改定が見送られてきたことを考慮する。 ・それぞれの職の特殊性を判断して、責任の度合いや職務の困難性を考慮する。 ・上記を踏まえ、平成15年の人事院勧告の△1.07%を基に引き下げを結論とする。
17年度	H17.11.21	市長 +44,000円 助役 +36,000円 収入役 +32,000円 ※調整手当(5%)を廃止し、総収入では若干の減額とする。	据え置き	H18.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の報酬等は合併後の人口と同等規模の類似団体の中では平均以上の水準にあり、県内の各市と比較しても月額としては比較的高い水準にある。 ・経済情勢は景気が上向きつつあるといっても予断を許さない状況であり、本市の財政状況も厳しい状態にある。 ・一宮町との合併を控え、特別職の職責、仕事量は益々大きなものとなり、それに見合う報酬等が求められるところであるが、合併により議員は増員となり、報酬総額は一時的に増額となるが、報酬総額の削減のために議員定数の削減を検討していると聞いている。 ・上記の要素を総合的に勘案し、県内各市の動向も踏まえ、基本的に据え置きとすることが適当である。 ・市長等三役については、平成18年度からの給与制度改革により調整手当が廃止されることとなり、月額を据え置いたままでは年収が大幅に下がることとなる。このため、総収入額が概ね据え置きになるように給料月額を引き上げることとするが、一般職が給与改定により0.32%引き下げられることを踏まえ、総収入額を若干引き下げることが適当である。
【H18.2.1】 一宮町との合併					
20年度	H21.1.9	据え置き	据え置き	-	<ul style="list-style-type: none"> ・合併により市域、人口ともに拡大し、特別職の職責、仕事量は益々大きなものとなっており、それに見合う報酬等が求められる。 ・経済情勢は未曾有の危機的状況であり、本市の財政指標は県内では決して高くなく、厳しい財政運営が予想される状況である。 ・報酬等の額は2町との合併後の人口と同規模以上の類似団体の中では平均以上の水準であり、県内の各市と比較しても中位から上位の水準である。 ・議員定数については、社会情勢や市財政の動向を踏まえ、一層の適正化を検討されたいと考える。 ・上記の観点から、報酬等の水準については増額をする状況にはないが、減額をするにしてもその指標が定かでないこと等から、減額には慎重であるべきである。 ・本審議会を定例的に開催してきたが、このような状況が続く限り、さらに短い周期で開催し、時機を得て適切な答申を行っていくことが必要である。 ・以上の要素を総合的に勘案し、付帯意見を付した上で据え置きとすることが適当である。
【H20.1.15】 音羽町及び御津町との合併					

◆本市特別職報酬等審議会における答申等の状況

開催年度	答申日	市長等給料	議員報酬	改定年月日	答申の内容
21年度	H 22.1.7	市長 △4,000円 副市長 △3,000円	議長 △2,000円 副議長 △2,000円 議員 △1,000円	H 22.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職には職務と責任に見合う報酬等が求められるが、小坂井町との合併後の人口と同規模以上の一般市の中では平均以上の水準にあり、県内の各市と比較しても決して低い水準ではない。 ・議員の条例定数については、社会情勢や市財政の動向を踏まえ、常に適正化を検討されたいと考える。 ・経済状況は未曾有の危機的状況を脱しておらず、本市の財政状況は合併等による財政効果を考慮しても決して楽観できる状況になく、今後相当の期間に渡って厳しい財政運営が予想される。 ・上記のことから、報酬等の水準については増額をする状況にはなく、現状維持又は減額どちらかの選択となる。 ・以上の要素を総合的に勘案し、国会議員及び国の特別職と同様に△0.3%を基に引き下げることが適当である。
【H22.2.1】 小坂井町との合併					
23年度	H 24.1.16	据え置き	据え置き	-	<ul style="list-style-type: none"> ・合併による市域、人口の拡大とともに、特別職の職責、仕事量は合併前と比較して大きなものとなっており、その職務と責任に見合う報酬等が求められるが、報酬等の額は県内の各市と比較しても決して低い水準ではない。一方で、市長については、2期目の退職手当を不支給とする条例が可決されている。 ・議員定数については、平成23年4月の選挙により合併特例による40人から30人に見直され、一定の評価はできるが、社会情勢や市財政の動向を踏まえ、常に適正化を検討されたい。 ・議員報酬については、兼業で議員を行う者や定年退職後の者には高い水準であるという意見と、専業として議員にチャレンジする者にふさわしい水準にすべきであるという2つの意見があった。 ・本市の財政状況について、財政力指数は県内で下位、実質収支は黒字であるが市債に依存している部分もあり、今後の歳出の増加等も懸念される。 ・人事院勧告に対する対応については、本市職員は、これまで人事院勧告に準拠して給与を改定している。 ・以上の要素を総合的に判断し、特別職の報酬については据え置き、議員報酬については据え置きと引き下げべきであるという意見が拮抗したが、付帯意見を付して据え置きとする。
25年度	H 26.1.16	据え置き	据え置き	-	<ul style="list-style-type: none"> ・景気の一部に明るい兆しも見え始めているが、消費税増税の駆け込み需要の反動が予測されるなど、その動向を見守る必要がある。 ・人事院勧告はここ2年据え置きとなっているが、特別職報酬を改定の際には、これまで人事院勧告を参考として行っている。 ・本市の財政状況については、財政力指数等の各種数値で見ると楽観視はできないが、法律で規定する健全性は保たれており、報酬を下げるほどの危機的状況ではない。 ・本市の特別職報酬は県内各市と比較して決して低い水準ではないが、市域、人口の拡大とともに特別職の職責、仕事量は大きなものとなっているため、財政が許す限りはその職務と責任に見合った報酬が求められる。 ・議員報酬については、その活動に見合う報酬とすることで優秀な人材が市議となり、市政を担うことが市の発展につながるものである。 ・議員自らが発信する活動内容や議会の傍聴などを通じ、その活動を常日頃から見ていくことが議員報酬等の公正な評価につながる。 ・議員定数及び議員報酬については、議員自らが常に適正化に取り組むべきであり、議会内での今後の議論に期待する。 ・以上の要素を総合的に勘案し、報酬額等を据え置くこととする。

◆平成27年度県内各市の特別職(市長・副市長・教育長)の月収比較

(単位 円)

人口 順	市 名	人 口 (H27.4.1)	市 長					副 市 長					教 育 長					市 名						
			給料月額	順位	適用年月日	地域手当	合計額	順位	給料月額	順位	適用年月日	地域手当	合計額	順位	給料月額	順位	適用年月日		地域手当	合計額	順位			
1	豊田市	421,496	1,129,000	1	H23.4.1	10%	112,900	1,241,900	1	951,000	1	H23.4.1	10%	95,100	1,046,100	1	763,000	5	H23.4.1	10%	76,300	839,300	2	豊田市
2	一宮市	386,410	1,082,000	5	H27.4.1	4%	43,280	1,125,280	5	889,000	5	H27.4.1	4%	35,560	924,560	5	830,000	1	H27.4.1	4%	33,200	863,200	1	一宮市
3	岡崎市	380,764	1,110,000	2	H27.4.1	8%	88,800	1,198,800	2	932,000	2	H27.4.1	8%	74,560	1,006,560	2	732,000	10	H27.4.1	8%	58,560	790,560	6	岡崎市
4	豊橋市	377,962	1,091,000	3	H16.4.1	1%	10,910	1,101,910	7	915,000	3	H16.4.1	1%	9,150	924,150	6	710,000	20	H16.4.1	1%	7,100	717,100	22	豊橋市
5	春日井市	310,358	1,062,000	9	H27.4.1	0%	0	1,062,000	13	887,000	6	H27.4.1	0%	0	887,000	9	773,000	3	H27.4.1	0%	0	773,000	8	春日井市
6	安城市	185,179	1,034,000	11	H27.4.1	10%	103,400	1,137,400	4	846,000	11	H27.4.1	10%	84,600	930,600	4	744,000	7	H27.4.1	10%	74,400	818,400	4	安城市
7	豊川市	184,944	1,069,000	8	H22.4.1	0%	0	1,069,000	11	874,000	9	H22.4.1	0%	0	874,000	11	753,000	6	H22.4.1	0%	0	753,000	15	豊川市
8	西尾市	170,110	1,007,000	13	H24.4.1	8%	80,560	1,087,560	9	787,000	22	H24.4.1	8%	62,960	849,960	15	718,000	17	H24.4.1	8%	57,440	775,440	7	西尾市
9	小牧市	153,680	1,075,000	6	H12.4.1	4%	43,000	1,118,000	6	883,000	7	H19.4.1	4%	35,320	918,320	7	739,000	9	H12.4.1	4%	29,560	768,560	11	小牧市
10	刈谷市	148,419	1,010,000	12	H25.4.1	13%	131,300	1,141,300	3	827,000	12	H25.4.1	13%	107,510	934,510	3	710,000	20	H25.4.1	13%	92,300	802,300	5	刈谷市
11	稲沢市	138,230	989,000	16	H24.4.1	0%	0	989,000	21	815,000	17	H24.4.1	0%	0	815,000	23	730,000	11	H24.4.1	0%	0	730,000	18	稲沢市
12	瀬戸市	131,269	988,000	18	H24.4.1	6%	59,280	1,047,280	14	811,000	18	H24.4.1	6%	48,660	859,660	13	721,000	15	H24.4.1	6%	43,260	764,260	12	瀬戸市
13	半田市	118,685	996,000	15	H26.4.1	0%	0	996,000	20	820,000	14	H22.4.1	0%	0	820,000	20	727,000	12	H22.4.1	0%	0	727,000	19	半田市
14	東海市	112,681	1,070,000	7	H27.4.1	0%	0	1,070,000	10	879,000	8	H27.4.1	0%	0	879,000	10	830,000	1	H27.5.30	0%	0	830,000	3	東海市
15	江南市	101,087	961,000	23	H11.4.1	0%	0	961,000	26	816,000	15	H24.4.1	0%	0	816,000	21	727,000	12	H24.4.1	0%	0	727,000	19	江南市
16	大府市	89,423	1,037,000	10	H27.4.1	0%	0	1,037,000	16	857,000	10	H27.4.1	0%	0	857,000	14	770,000	4	H27.4.1	0%	0	770,000	10	大府市
17	日進市	87,084	927,000	27	H22.4.1	0%	0	927,000	30	762,000	30	H22.4.1	0%	0	762,000	33	684,000	27	H22.4.1	0%	0	684,000	28	日進市
18	あま市	86,569	926,000	29	H26.4.1	4%	37,040	963,040	25	747,000	36	H26.4.1	4%	29,880	776,880	28	657,000	34	H26.4.1	4%	26,280	683,280	29	あま市
19	知多市	85,667	961,000	23	H24.4.1	7%	67,270	1,028,270	17	784,000	24	H24.4.1	7%	54,880	838,880	16	721,000	15	H24.4.1	7%	50,470	771,470	9	知多市
20	北名古屋市	83,835	977,000	21	H27.4.1	0%	0	977,000	24	800,000	20	H27.4.1	0%	0	800,000	25	710,000	20	H27.4.1	0%	0	710,000	25	北名古屋市
21	蒲郡市	81,547	927,000	27	H22.4.1	0%	0	927,000	30	781,000	25	H22.4.1	0%	0	781,000	27	697,000	25	H22.4.1	0%	0	697,000	27	蒲郡市
22	尾張旭市	81,309	982,000	20	H27.4.1	6%	58,920	1,040,920	15	787,000	22	H27.4.1	6%	47,220	834,220	18	673,000	30	H27.4.1	6%	40,380	713,380	24	尾張旭市
23	犬山市	74,726	964,000	22	H25.4.1	4%	38,560	1,002,560	19	800,000	20	H25.4.1	4%	32,000	832,000	19	710,000	20	H25.4.1	4%	28,400	738,400	17	犬山市
24	碧南市	71,876	1,003,000	14	H15.4.1	6%	60,180	1,063,180	12	822,000	13	H15.4.1	6%	49,320	871,320	12	715,000	19	H15.4.1	6%	42,900	757,900	14	碧南市
25	知立市	70,401	931,000	25	H24.4.1	0%	0	931,000	28	772,000	27	H24.4.1	0%	0	772,000	30	699,000	24	H24.4.1	0%	0	699,000	26	知立市
26	豊明市	68,604	985,000	19	H24.4.1	0%	0	985,000	23	804,000	19	H24.4.1	0%	0	804,000	24	740,000	8	H24.4.1	0%	0	740,000	16	豊明市
27	清須市	66,608	920,000	34	H17.7.7	0%	0	920,000	35	750,000	34	H17.7.7	0%	0	750,000	35	670,000	31	H17.7.7	0%	0	670,000	33	清須市
28	田原市	64,382	930,000	26	H16.4.1	0%	0	930,000	29	760,000	33	H16.4.1	0%	0	760,000	34	680,000	28	H16.4.1	0%	0	680,000	31	田原市
29	愛西市	64,377	924,000	31	H24.4.1	0%	0	924,000	33	764,000	28	H24.4.1	0%	0	764,000	31	667,000	32	H24.4.1	0%	0	667,000	34	愛西市
30	津島市	64,243	906,000	35	H27.4.1	4%	36,240	942,240	27	761,000	31	H27.4.1	4%	30,440	791,440	26	655,000	35	H27.4.1	4%	26,200	681,200	30	津島市
31	みよし市	59,885	923,000	32	H24.4.1	10%	92,300	1,015,300	18	761,000	31	H24.4.1	10%	76,100	837,100	17	691,000	26	H24.4.1	10%	69,100	760,100	13	みよし市
32	常滑市	57,830	1,089,000	4	H16.4.1	0%	0	1,089,000	8	895,000	4	H16.4.1	0%	0	895,000	8	726,000	14	H16.4.1	0%	0	726,000	21	常滑市
33	長久手市	54,644	880,000	37	H25.4.1	0%	0	880,000	37	717,000	37	H25.4.1	0%	0	717,000	37	652,000	36	H25.4.1	0%	0	652,000	36	長久手市
34	新城市	48,951	925,000	30	H17.10.1	0%	0	925,000	32	775,000	26	H17.10.1	0%	0	775,000	29	680,000	28	H17.10.1	0%	0	680,000	31	新城市
35	岩倉市	47,686	989,000	16	H10.10.1	0%	0	989,000	21	816,000	15	H10.10.1	0%	0	816,000	21	716,000	18	H10.10.1	0%	0	716,000	23	岩倉市
36	高浜市	46,373	901,000	36	H7.1.1	0%	0	901,000	36	749,000	35	H7.1.1	0%	0	749,000	36	642,000	37	H7.1.1	0%	0	642,000	37	高浜市
37	弥富市	44,469	923,000	32	H25.4.1	0%	0	923,000	34	763,000	29	H25.4.1	0%	0	763,000	32	666,000	33	H25.4.1	0%	0	666,000	35	弥富市
	37市平均	130,318	989,270					1,018,025		815,108				838,710		714,270					734,699		37市平均	

◆平成27年度県内各市の特別職給料額及び議員報酬額等の比較付表

金額順(※印は地域手当を含む。議長、副議長、議員に地域手当を支給している自治体はありません)

単位 円

市名	市長	順位	市名	副市長	順位	市名	教育長	順位	市名	議長	順位	市名	副議長	順位	市名	議員	順位
豊田市	1,241,900 ※	1	豊田市	1,046,100 ※	1	一宮市	863,200 ※	1	豊田市	753,000	1	豊田市	687,000	1	豊田市	629,000	1
岡崎市	1,198,800 ※	2	岡崎市	1,006,560 ※	2	豊田市	839,300 ※	2	豊橋市	716,000	2	豊橋市	651,000	2	岡崎市	590,000	2
刈谷市	1,141,300 ※	3	刈谷市	934,510 ※	3	東海市	830,000	3	岡崎市	712,000	3	岡崎市	644,000	3	豊橋市	585,000	3
安城市	1,137,400 ※	4	安城市	930,600 ※	4	安城市	818,400 ※	4	春日井市	640,000	4	一宮市	587,000	4	一宮市	545,000	4
一宮市	1,125,280 ※	5	一宮市	924,560 ※	5	刈谷市	802,300 ※	5	一宮市	639,000	5	春日井市	579,000	5	春日井市	532,000	5
小牧市	1,118,000 ※	6	豊橋市	924,150 ※	6	岡崎市	790,560 ※	6	小牧市	596,000	6	小牧市	534,000	6	小牧市	504,000	6
豊橋市	1,101,910 ※	7	小牧市	918,320 ※	7	西尾市	775,440 ※	7	安城市	572,000	7	刈谷市	531,000	7	稲沢市	481,000	7
常滑市	1,089,000	8	常滑市	895,000	8	春日井市	773,000	8	刈谷市	572,000	7	安城市	529,000	8	豊川市	479,000	8
西尾市	1,087,560 ※	9	春日井市	887,000	9	知多市	771,470 ※	9	豊川市	562,000	9	豊川市	512,000	9	安城市	477,000	9
東海市	1,070,000	10	東海市	879,000	10	大府市	770,000	10	稲沢市	552,000	10	西尾市	511,000	10	刈谷市	472,000	10
豊川市	1,069,000	11	豊川市	874,000	11	小牧市	768,560 ※	11	西尾市	551,000	11	碧南市	503,000	11	犬山市	472,000	10
碧南市	1,063,180 ※	12	碧南市	871,320 ※	12	瀬戸市	764,260 ※	12	瀬戸市	548,000	12	稲沢市	502,000	12	東海市	465,000	12
春日井市	1,062,000	13	瀬戸市	859,660 ※	13	みよし市	760,100 ※	13	東海市	547,000	13	東海市	498,000	13	江南市	460,000	13
瀬戸市	1,047,280 ※	14	大府市	857,000	14	碧南市	757,900 ※	14	碧南市	543,000	14	蒲郡市	489,000	14	蒲郡市	457,000	14
尾張旭市	1,040,920 ※	15	西尾市	849,960 ※	15	豊川市	753,000	15	大府市	537,000	15	犬山市	487,000	15	西尾市	455,000	15
大府市	1,037,000	16	知多市	838,880 ※	16	豊明市	740,000	16	半田市	534,000	16	大府市	485,000	16	大府市	451,000	16
知多市	1,028,270 ※	17	みよし市	837,100 ※	17	犬山市	738,400 ※	17	江南市	532,000	17	半田市	485,000	16	半田市	450,000	17
みよし市	1,015,300 ※	18	尾張旭市	834,220 ※	18	稲沢市	730,000	18	蒲郡市	532,000	17	江南市	485,000	16	瀬戸市	450,000	17
犬山市	1,002,560 ※	19	犬山市	832,000 ※	19	半田市	727,000	19	尾張旭市	532,000	17	瀬戸市	480,000	19	碧南市	448,000	19
半田市	996,000	20	半田市	820,000	20	江南市	727,000	19	犬山市	527,000	20	知多市	475,000	20	知多市	443,000	20
稲沢市	989,000	21	岩倉市	816,000	21	常滑市	726,000	21	知多市	525,000	21	北名古屋市	470,000	21	北名古屋市	431,000	21
岩倉市	989,000	21	江南市	816,000	21	豊橋市	717,100 ※	22	北名古屋市	525,000	21	尾張旭市	463,000	22	岩倉市	431,000	21
豊明市	985,000	23	稲沢市	815,000	23	岩倉市	716,000	23	日進市	522,000	23	岩倉市	462,000	23	尾張旭市	425,000	23
北名古屋市	977,000	24	豊明市	804,000	24	尾張旭市	713,380 ※	24	清須市	515,000	24	愛西市	450,000	24	津島市	417,000	24
あま市	963,040 ※	25	北名古屋市	800,000	25	北名古屋市	710,000	25	あま市	513,000	25	あま市	448,000	25	日進市	416,000	25
江南市	961,000	26	津島市	791,440 ※	26	知立市	699,000	26	岩倉市	512,000	26	弥富市	446,000	26	豊明市	405,000	26
津島市	942,240 ※	27	蒲郡市	781,000	27	蒲郡市	697,000	27	愛西市	500,000	27	豊明市	445,000	27	知立市	405,000	26
知立市	931,000	28	あま市	776,880 ※	28	日進市	684,000	28	豊明市	499,000	28	津島市	441,000	28	清須市	405,000	26
田原市	930,000	29	新城市	775,000	29	あま市	683,280 ※	29	知立市	496,000	29	日進市	438,000	29	あま市	403,000	29
日進市	927,000	30	知立市	772,000	30	津島市	681,200 ※	30	みよし市	496,000	29	知立市	426,000	30	愛西市	400,000	30
蒲郡市	927,000	30	愛西市	764,000	31	新城市	680,000	31	弥富市	496,000	29	清須市	425,000	31	弥富市	397,000	31
新城市	925,000	32	弥富市	763,000	32	田原市	680,000	31	田原市	490,000	32	みよし市	425,000	31	常滑市	397,000	31
愛西市	924,000	33	日進市	762,000	33	清須市	670,000	33	新城市	489,000	33	長久手市	423,000	33	みよし市	375,000	33
弥富市	923,000	34	田原市	760,000	34	愛西市	667,000	34	長久手市	488,000	34	常滑市	423,000	33	新城市	372,000	34
清須市	920,000	35	清須市	750,000	35	弥富市	666,000	35	津島市	481,000	35	新城市	409,000	35	長久手市	362,000	35
高浜市	901,000	36	高浜市	749,000	36	長久手市	652,000	36	常滑市	472,000	36	田原市	400,000	36	高浜市	361,000	36
長久手市	880,000	37	長久手市	717,000	37	高浜市	642,000	37	高浜市	450,000	37	高浜市	387,000	37	田原市	360,000	37
37市平均	1,018,025		37市平均	838,710		37市平均	734,699		37市平均	545,027		37市平均	487,432		37市平均	448,838	

◆平成26年度県内各市の歳入歳出決算額等の状況

(単位:百万円)

人口順	市名	人口 (H27.4.1)	歳出総額	順位	歳入総額 (A)	順位	うち一般財源 (B)	割合 (B/A)	順位	うち地方税 (C)	割合 (C/A)	順位	財政力指数 (3力年平均) 24-26	順位	経常収支比率	順位	実質公債費比率 (3力年平均) 24-26	順位	市名
1	豊田市	421,496	183,976	1	192,274	1	133,065	69.2 %	2	119,501	62.2 %	4	1.04	7	67.1 %	1	4.3 %	23	豊田市
2	一宮市	386,410	106,887	4	110,953	4	62,927	56.7 %	22	48,619	43.8 %	31	0.82	31	88.7 %	26	4.2 %	22	一宮市
3	岡崎市	380,764	111,540	3	116,478	3	70,941	60.9 %	12	66,590	57.2 %	12	0.98	11	86.6 %	19	△ 1.4 %	4	岡崎市
4	豊橋市	377,962	121,017	2	125,771	2	69,859	55.5 %	25	63,724	50.7 %	21	0.95	21	89.0 %	29	7.1 %	33	豊橋市
5	春日井市	310,358	93,020	5	95,784	5	53,968	56.3 %	23	50,225	52.4 %	19	0.96	16	94.7 %	37	7.6 %	35	春日井市
6	安城市	185,179	60,913	6	64,338	6	40,683	63.2 %	9	39,191	60.9 %	6	1.19	3	73.9 %	4	2.1 %	11	安城市
7	豊川市	184,944	58,606	7	61,525	7	35,392	57.5 %	20	28,483	46.3 %	28	0.88	28	87.8 %	22	3.5 %	20	豊川市
8	西尾市	170,110	52,260	9	54,687	10	35,505	64.9 %	7	30,536	55.8 %	14	0.97	14	88.1 %	23	4.6 %	25	西尾市
9	小牧市	153,680	53,708	8	55,583	9	33,671	60.6 %	14	33,010	59.4 %	10	1.12	4	81.9 %	7	0.0 %	7	小牧市
10	刈谷市	148,419	51,835	10	58,227	8	38,199	65.6 %	5	37,419	64.3 %	2	1.20	2	72.8 %	3	△ 0.3 %	6	刈谷市
11	稲沢市	138,230	45,449	12	47,802	12	26,529	55.5 %	26	21,322	44.6 %	30	0.91	24	88.5 %	25	4.8 %	27	稲沢市
12	瀬戸市	131,269	37,468	14	39,313	14	21,565	54.9 %	28	18,083	46.0 %	29	0.84	30	84.4 %	12	2.6 %	14	瀬戸市
13	半田市	118,685	43,520	13	45,128	13	23,355	51.8 %	37	22,223	49.2 %	23	0.95	21	88.7 %	26	3.0 %	17	半田市
14	東海市	112,681	51,256	11	54,239	11	28,775	53.1 %	36	28,541	52.6 %	18	1.26	1	82.8 %	9	3.0 %	17	東海市
15	江南市	101,087	28,079	16	29,290	16	15,958	54.5 %	31	12,492	42.6 %	32	0.80	32	86.0 %	18	4.4 %	24	江南市
16	大府市	89,423	27,206	18	28,490	19	17,616	61.8 %	10	17,061	59.9 %	7	1.05	6	85.2 %	16	△ 1.5 %	3	大府市
17	日進市	87,084	22,473	27	23,478	28	15,975	68.0 %	3	14,683	62.5 %	3	0.99	10	84.4 %	12	3.0 %	17	日進市
18	あま市	86,569	26,388	21	27,571	22	15,977	58.0 %	18	10,573	38.3 %	35	0.78	34	86.7 %	20	6.2 %	30	あま市
19	知多市	85,667	25,537	23	26,566	23	15,870	59.7 %	16	15,082	56.8 %	13	0.96	16	93.4 %	36	△ 2.0 %	1	知多市
20	北名古屋	83,835	27,936	17	28,765	18	15,546	54.0 %	33	13,751	47.8 %	26	0.96	16	90.3 %	32	2.8 %	15	北名古屋
21	蒲郡市	81,547	26,709	20	28,854	17	15,789	54.7 %	29	13,610	47.2 %	27	0.85	29	88.7 %	26	△ 1.9 %	2	蒲郡市
22	尾張旭市	81,309	22,409	28	23,434	29	13,837	59.0 %	17	12,547	53.5 %	17	0.90	25	90.0 %	31	3.6 %	21	尾張旭市
23	犬山市	74,726	22,951	26	24,314	26	13,146	54.1 %	32	11,627	47.8 %	25	0.90	25	92.6 %	35	4.7 %	26	犬山市
24	碧南市	71,876	26,913	19	28,441	20	18,749	65.9 %	4	18,369	64.6 %	1	1.01	9	85.2 %	16	1.0 %	9	碧南市
25	知立市	70,401	21,626	30	22,958	30	12,208	53.2 %	35	11,704	51.0 %	20	0.97	14	91.0 %	34	0.9 %	8	知立市
26	豊明市	68,604	19,814	33	21,162	33	11,909	56.3 %	24	10,515	49.7 %	22	0.90	25	82.8 %	9	1.0 %	9	豊明市
27	清須市	66,608	23,607	25	24,354	25	14,030	57.6 %	19	11,852	48.7 %	24	0.96	16	88.2 %	24	2.9 %	16	清須市
28	田原市	64,382	30,464	15	32,281	15	23,480	72.7 %	1	18,964	58.7 %	11	0.94	23	74.3 %	5	7.7 %	36	田原市
29	愛西市	64,377	24,444	24	25,916	24	14,158	54.6 %	30	7,346	28.3 %	37	0.65	36	84.0 %	11	5.0 %	28	愛西市
30	津島市	64,243	20,802	31	21,610	31	11,953	55.3 %	27	8,641	40.0 %	34	0.72	35	80.8 %	6	7.4 %	34	津島市
31	みよし市	59,885	25,726	22	27,772	21	17,659	63.6 %	8	17,246	62.1 %	5	1.07	5	68.7 %	2	2.4 %	13	みよし市
32	常滑市	57,830	20,375	32	21,181	32	12,107	57.2 %	21	11,492	54.3 %	15	0.96	16	90.4 %	33	15.0 %	37	常滑市
33	長久手市	54,644	16,109	34	17,229	34	10,633	61.7 %	11	10,254	59.5 %	9	1.02	8	82.7 %	8	△ 1.0 %	5	長久手市
34	新城市	48,951	22,170	29	23,548	27	14,082	59.8 %	15	7,597	32.3 %	36	0.61	37	89.8 %	30	7.0 %	31	新城市
35	岩倉市	47,686	14,493	35	15,219	35	8,144	53.5 %	34	6,400	42.1 %	33	0.79	33	84.5 %	14	5.5 %	29	岩倉市
36	高浜市	46,373	13,687	37	14,697	37	8,945	60.9 %	13	8,749	59.5 %	8	0.98	11	87.5 %	21	2.1 %	11	高浜市
37	弥富市	44,469	14,135	36	14,698	36	9,595	65.3 %	6	7,887	53.7 %	16	0.98	11	85.1 %	15	7.0 %	31	弥富市
	37市平均	130,318	43,122		45,241		27,076	59.1 %		23,944	51.5 %		0.94		85.1		3.5		37市平均

一般財源	—	地方自治体の財源のうち、収入した時点でその用途が特定されていないで、地方自治体の裁量によって自由に使用できる財源。 地方税、地方譲与税、地方特例交付金および地方交付税が一般財源とされます。
財政力指数(3力年平均)	【高いほど良好】	地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 数値が高いほど、財源に余裕があるといえ、この数値が「1」以上の団体は、普通交付税の不交付団体となります。
経常収支比率	【低いほど良好】	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費及び公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補てん債特例分等の合計額に占める割合。 経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているのかを見るもので、都市にあっては75%から80%が標準、80%を著しく超えると財政構造の硬化化が進んでいることを表します。
実質公債費比率(3力年平均)	【低いほど良好】	公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として用いられるもので、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合。 早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%であり、過去3年間の平均が18.0%を超える団体は地方債発行の際に許可が必要とされています。

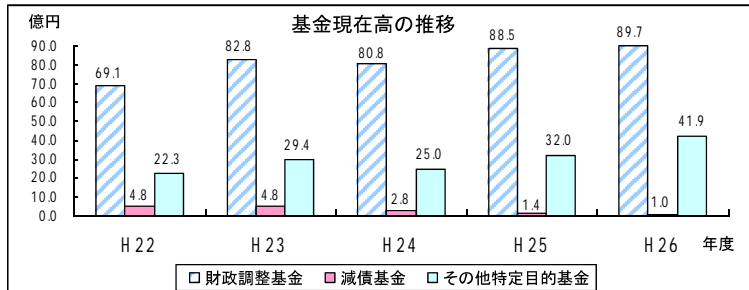
4. 決算からみる台所事情

預金の状況

地方自治体では、将来の財政需要や税収不足等に対する備えとして、一般家庭の預金に代わるものとして基金を設け、現金の積立を行っています。一般会計には、11の基金があり、平成26年度末残高は132億6千万円、対前年度10億7千万円・8.7%増となりました。

主な増加要因は、財政調整基金、公共施設整備基金及びまちづくり振興基金の積立金の増加などによるものです。

住民1人当たりの基金残高を、県下の37市(名古屋市を除く。)と比較しますと、本市の場合71,624円で、多いほうから16番目となります。

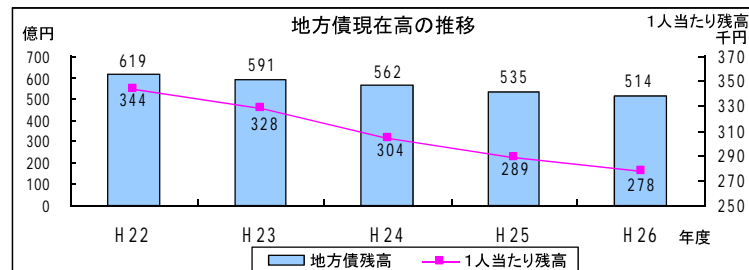


借金の状況

地方自治体では、道路、公園、学校などを建設する場合、その財源を地方債の借入で調達することを主な手法としています。また、この借入は、財源不足を補う目的だけではなく、建設費用の世代間における公平負担も目的としています。これは、一般家庭に例えると、家を建てる時に借りる住宅ローンにあたります。

平成26年度末現在での一般会計における地方債残高は、513億5千万円で、対前年度21億3千万円・4.0%減となりました。主な減少要因は、返済額に対し借入額を抑えたことや銀行等引受債の繰上償還を実施したことなどによるものです。

住民1人当たりの地方債残高を、県下の37市(名古屋市を除く。)と比較しますと、本市の場合277,410円で、多いほうから7番目となります。



※住民1人当たり残高の対象人口については、住民基本台帳法の改正などに伴い、平成24年度から外国人住民を含みます。

健康診断の状況

ここでは、主な財政指標で、財政状況の健全性をみてみます。

区分\年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
財政力指数	0.87	0.93	0.97	1.02	1.01	0.97	0.91	0.87	0.88	0.88
経常収支比率	89.0	91.2	92.9	91.4	91.2	88.7	85.5	90.6	88.2	87.8
実質赤字比率			—	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率			—	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率			10.2	10.1	9.6	8.4	7.4	6.2	4.9	3.5
将来負担比率			99.8	78.4	71.7	40.9	2.7	—	—	—

※平成17年度は旧一宮町分、平成19年度は旧音羽町分及び旧御津町分、平成21年度は旧小坂井町分及び旧豊川水飯衛生組合分を含む。

財政力指数

平成26年度における財政力指数は、3ヵ年平均で0.88です。また、平成26年度単年の指数は0.89となります。この財政力指数が単年で1.00以上となりますと、地方交付税の不交付団体となります。

また、平成25年度決算による全国順位(単年度指数)をみますと、本市の0.89は、全国790市中、高いほうから124番目で、上位の位置にあります。

経常収支比率

平成26年度決算に基づく経常収支比率は87.8%で、前年度0.5%・0.4ポイント減となっています。この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進むことを意味し、低いほど、ゆとりのある財政状況といえます。また、経常収支比率を下げるには、歳出面では人件費、扶助費(社会保障費)、公債費といった義務的経費の伸びを抑えるとともに、一方、歳入面では、市税など経常的な収入を増やすことが必要です。

また、平成25年度決算による全国順位をみますと、本市の88.2%は、全国790市中、低いほうから301番目で、ほぼ中位の位置にあります。

財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成26年度決算に基づく実質公債費比率は3.5%で、前年度28.6%・1.4ポイント減、将来負担比率は、前年同様に将来負担額より充当可能財源等が多いため「一」となっています。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に黒字決算となっていますので「一」となっています。

本市の場合、全ての判断比率が、基準値以内となっており、法律で規定する健全性は保たれているといえます。なお、基準値を超えますと、法律に基づき財政健全化計画又は財政再生計画の作成が義務付けられます。

また、平成25年度決算による全国順位をみますと、実質公債費比率については、本市の4.9%は、全国790市中、低いほうから120番目で、上位の位置にあります。将来負担比率については、本市の「一」は、全国790市中、同様に「一」である141市の中にあります。

平成26年中の市議会の状況

1. 本会議の状況

会 期	会期日数	本会議日数	休 全	本会議時間	
定例会	3月(2.19~3.20)	30	6	24	1515
	6月(6.5~6.27)	23	6	17	1848
	9月(8.28~9.30)	34	6	28	1529
	12月(11.27~12.19)	23	6	17	1534
	小 計	110	24	86	6506
臨時会	5月(5.13)	1	1	0	1:9
	小 計	1	1	0	1:9
合 計	111	25	86	6625	

2. 常任・特別委員会等の状況

委員会名	開催日数	会議時間
総務委員会	7	8:55
福祉環境委員会	11	11:41
市民文教委員会	6	4:50
産業建設委員会	8	5:27
議会運営委員会	14	5:08
予算特別委員会	5	22:13
決算特別委員会	4	18:37
政策課題調査特別委員会	11	10:19

その他の委員会等	開催日数	会議時間
議会協議会	2	1:34
政治倫理審査会	2	0:06
議会改革研究会	13	8:25

3. 提出された種類別の議案の状況

区分	種別	件数	条例	予算	決算	契約	同意	報告	諮問	意見	決議	その他	選挙	選任	請願	陳情
第1回定例会	市長提出議案	47	16	25				1	1			4				
	議員提出議案	0														
	その他	0														
第2回定例会	市長提出議案	24	9	2		4			5	1		3				
	議員提出議案	1									1					
	その他	4										2			2	
第3回定例会	市長提出議案	42	5	5	16	1	3	7	1			4				
	議員提出議案	0														
	その他	0														
第4回定例会	市長提出議案	34	16	4			1	3	1			9				
	議員提出議案	1									1					
	その他	1													1	
小 計	市長提出議案	147	46	36	16	5	5	16	3	0	0	20	0	0	0	0
	議員提出議案	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	その他	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0
第1回臨時会	市長提出議案	4	1				2	1								
	議員提出議案	0														
	その他	0														
小 計	市長提出議案	4	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員提出議案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	市長提出議案	151	47	36	16	5	7	17	3	0	0	20	0	0	0	0
	議員提出議案	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	その他	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0

4. 議決の種類別の状況

区分	件数	議 決 の 態 様														
		可決	否決	認定	承認	同意	採択	不採択	懸置採択	報告	決議	許可	その他			
条 例	制 定	9	9													
	全部改正	0														
	一部改正	36	36													
	廃 止	2	2													
予 算	当 初	16	16													
	補 正	20	20													
決 算	16			16												
契 約	2	2														
同 意	7					7										
報 告	17				2					15						
諮 問	3															3
意 見	1	1														
決 議	1										1					
そ の 他	25	25														
選 挙	0															
選 任	0															
請 願	3								3							
陳 情	0															
合 計	158	111	0	16	2	7	0	3	0	15	1	0	0	0	3	0

2 市議会議員報酬の状況

(1) 人口段階別にみた市議会議員の平均報酬月額

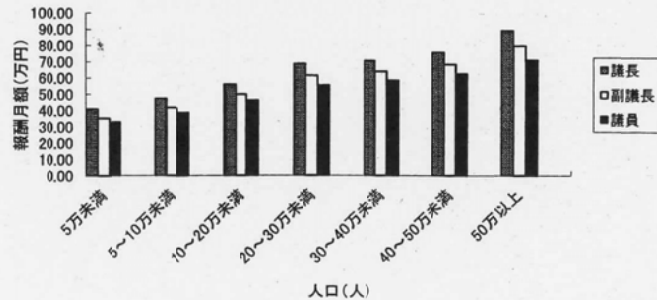
人口段階別にみた市議会議員の平均報酬月額は、表2及びグラフ1のとおりである。

表2 人口段階別にみた市議会議員の平均報酬月額

区分 人口	平均報酬月額(万円) (平成26年12月31日現在)				平均報酬月額(万円) (平成25年12月31日現在)				平均報酬月額(万円) 対前年比較			
	市数	議長	副議長	議員	市数	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員	
5万未満	262	40.90	35.36	32.78	257	40.50	34.98	32.47	金額	0.40	0.34	0.31
									伸び率(%)	0.99	0.97	0.95
5~10万未満	267	47.22	41.57	38.74	270	46.64	41.07	38.28	金額	0.58	0.50	0.46
									伸び率(%)	1.24	1.22	1.20
10~20万未満	156	55.32	49.94	46.26	156	55.39	49.47	45.64	金額	0.43	0.43	0.42
									伸び率(%)	0.78	0.87	0.92
20~30万未満	45	68.59	61.21	55.24	46	67.46	60.26	54.36	金額	1.13	1.03	0.88
									伸び率(%)	1.68	1.71	1.62
30~40万未満	26	70.44	63.82	58.25	26	69.67	63.00	57.57	金額	0.77	0.82	0.78
									伸び率(%)	1.11	1.30	1.35
40~50万未満	23	75.57	68.38	62.35	23	74.91	67.72	61.84	金額	0.88	0.88	0.82
									伸び率(%)	0.88	0.86	0.82
50万以上	34	88.90	79.49	70.74	34	87.35	78.18	69.61	金額	1.45	1.31	1.13
									伸び率(%)	1.66	1.68	1.62
全国平均	813	51.30	45.23	41.81	812	50.80	44.65	41.40	金額	0.50	0.44	0.41
									伸び率(%)	0.98	0.98	0.99

(注)1 各平均報酬月額の数値は、十円単位を四捨五入している。
2 伸び率(%)は、小数点第3位を四捨五入している。

グラフ1 人口段階別にみた市議会議員の平均報酬月額



(2) 人口段階別にみた市議会議員の報酬月額の高低

人口段階別にみた市議会議員の報酬月額の最高額及び最低額の状況は、表3及びグラフ2,3,4のとおりである。

表3 人口段階別にみた市議会議員の報酬月額の高低

(単位:万円)

区分 人口	議長 報酬月額(万円)		副議長 報酬月額(万円)		議員 報酬月額(万円)	
	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額
5万未満	54.5	23.0	47.4	20.0	44.2	18.0
5~10万未満	92.1	31.0	80.6	24.5	61.6	22.2
10~20万未満	92.3	36.7	78.4	33.2	62.0	31.2
20~30万未満	93.7	50.5	79.9	46.0	67.0	43.5
30~40万未満	92.2	58.8	79.1	52.9	66.0	51.5
40~50万未満	92.0	64.0	79.3	58.0	70.0	55.0
50万以上	117.9	50.0	106.1	50.0	95.3	50.0

(注) 各最高額・最低額の数値は、百円単位を四捨五入している。

(3) 委員会委員長職等への報酬加算の状況

委員会委員長職等への報酬加算の状況は、表4のとおりである。

表4 委員会委員長職等への報酬加算の状況

区分	常任 委員長	常任 副委員長	議会運営 委員長	議会運営 副委員長	特別 委員長	特別 副委員長
市数	215	66	209	62	59	38
全市に対する割合(%)	26.4	8.1	25.7	7.6	7.3	4.7
平均加算額 (万円)	1.5	1.2	1.5	1.2	2.7	1.6

(注)1 全市に対する割合は、小数点第2位を四捨五入している。
2 平均加算額の数値は、百円単位を四捨五入している。

人事院勧告制度

1 勧告の意義と役割

公務員は、民間企業の勤労者とは異なり、争議権や団体交渉権など憲法で保障された労働基本権が制約されています。給与勧告は、その代償措置として、公務員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものです。

公務員給与については、納税者である国民の理解と納得を得る必要があることから、人事院が労使当事者以外の第三者の立場に立って、官民給与の精確な比較を基に給与勧告を行うことにより、適正な公務員給与が確保されています。

勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。

2 民間準拠の考え方

人事院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準を均衡させること、すなわち民間準拠を基本に、官民の給与を精密に比較（ラスパイレス方式）した上で、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っています。

人事院が、民間準拠を基本に勧告を行っている理由は、

- ① 国は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要
- ③ 職員の給与は国民の負担で賄われている

以上のことなどから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与に公務員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く国民の理解と納得を得られる方法であると考えられます。

3 対象職員（右記①のとおり）

4 給与勧告の手順（右記②のとおり）

5 勧告の経過及び本市の改定

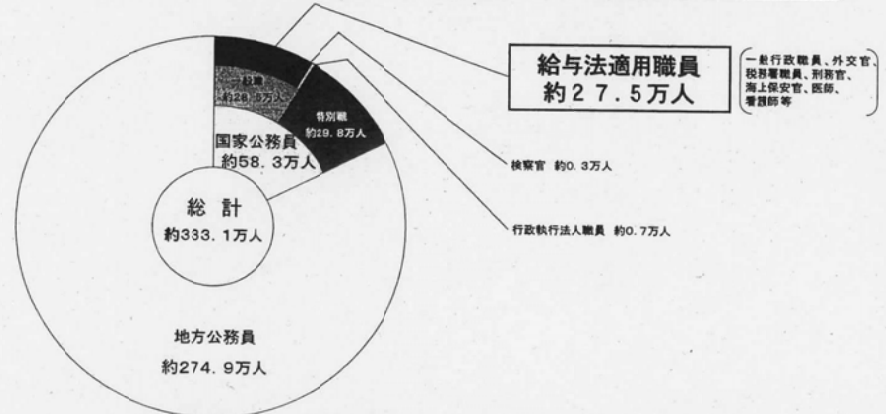
	国一般職 改定率(%)	本市一般職 改定率(%)	期末勤勉手当 支給率(月)	本市特別職(市長) 改定率(%)	期末勤勉手当 支給率(月)
平成16年度	—	—	4.40	▲1.06	3.30
平成17年度	* ▲0.30	▲0.32	4.45	—	3.35
平成18年度	—	—	4.45	4.28	3.35
平成19年度	0.35	0.16	4.50	—	3.35
平成20年度	—	—	4.50	—	3.35
平成21年度	▲0.20	▲0.18	4.15	—	3.10
平成22年度	▲0.19	▲0.29	3.95	▲0.37	2.95
平成23年度	▲0.23	▲0.27	3.95	—	2.95
平成24年度	—	—	3.95	—	2.95
平成25年度	—	—	3.95	—	2.95
平成26年度	0.30	0.30	4.10	—	3.10
平成27年度	▲2.00	▲1.91	4.20	未定	未定
	0.40	0.40			

※ 上記の他、平成22年度以降においては65歳以上の管理職（課長補佐以上）の職員について1.5%の給与減額措置を行って官民較差を解消している。

※ 平成27年度の上段は前年度の勧告に基づく「給与制度の総合的見直し」による給料表水準の引下げ、下段は当年度の勧告に基づく給料表の改定。

1-① 給与勧告の対象職員

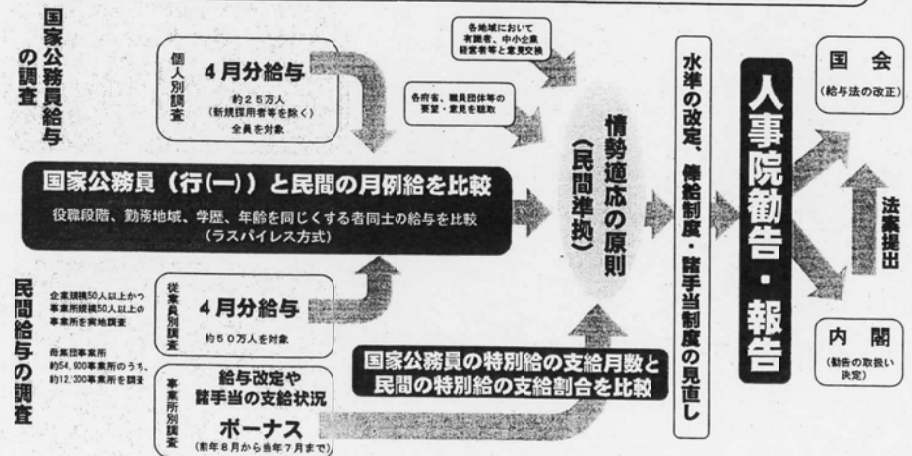
公務員には、国家公務員約58.3万人と、地方公務員約274.9万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約27.5万人です。



- 注1 国家公務員の数は平成27年度末予算定員等による。
- 注2 地方公務員の数は総務省「平成26年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。
- 注3 人員は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある。

1-② 給与勧告の手順

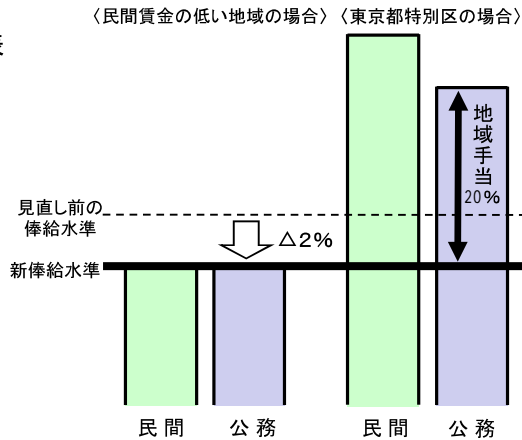
人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



2-① 給与制度の総合的見直しの概要

I 地域間の給与配分の見直し

- ① 民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、俸給表の水準を平均で2%引下げ
- ② 俸給表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合を見直し(3%~最高20%)



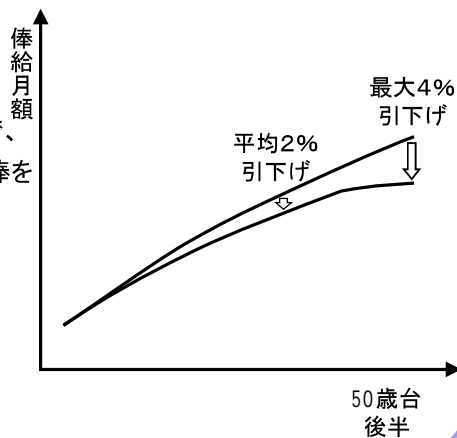
III 職務や勤務実績に応じた見直し

- ① 広域異動手当
60km以上300km未満は5%(見直し前3%)、300km以上は10%(見直し前6%)に引上げ
- ② 単身赴任手当
 - ・基礎額(見直し前23,000円)を30,000円に引上げ
 - ・加算額(見直し前年間9回の帰宅回数相当)を12回相当の額(70,000円限度)に引上げ
- ③ 本府省業務調整手当
係長級は基準となる俸給月額6%相当額(現行4%相当額)、係員級は4%相当額(現行2%相当額)に引上げ
- ④ 管理職員特別勤務手当
災害への対処等の臨時又は緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給

II 世代間の給与配分の見直し

- 50歳台後半層では公務員給与が民間給与を上回っていることから、俸給表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳台後半層の職員が多く在職する号俸を最大4%引下げ

55歳を超える職員(行政職(一)6級相当以上)に対する俸給等の1.5%減額支給措置の廃止(平成30年3月31日をもって廃止)



IV 経過措置等

- ① 新俸給表の俸給月額が切替日の前日(平成27年3月31日)に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給
- ② 初年度(平成27年度)の制度改正原資を確保するため、平成27年1月1日の昇給に限り、昇給幅の1号俸抑制を実施
- ③ 諸手当の見直しについては、平成27年度から段階的に実施し、平成30年度(平成30年4月1日)に完成